## ③戦後日本の防衛政策の変遷

- I 警察予備隊から保安隊へ
- (1) 占領軍の非軍事化方針
  - ①陸海軍の武装解除、②軍関係の機関と法令廃止、③軍事研究・軍事生産の禁止
  - ④戦犯の逮捕と裁判、⑤職業軍人および戦時指導者の追放
  - ⑥軍国主義的・国家主義的団体の解散 「佐道、2015、21」
- (2) 1948 年春~秋の米国の対日占領政策の転換 [増田、2004、6] 日本再軍備論…国務省のケナン政策企画室長・陸軍省のドレイパー次官 →マッカーサー元帥は「断固反対」
  - ①極東諸国が日本に対して脅威に感じている。
  - ②占領方針に反する。(民主化・非軍事化)
  - ③再軍備させたとしても五流の軍事大国にしかならない。
  - ④日本の経済復興にマイナスの影響
  - ⑤日本人が軍隊をもつことを歓迎しない。
- (3)「警察予備隊創設」 [佐道、2006、23-26]
  - 警察予備隊の創設は GHQ 主導
  - GHQの下で部隊創設を担当したのは旧内務省警察系官僚
  - 警察予備隊令;任務「治安維持のための特別の必要がある場合において、内閣総理大臣の命を受け、行動するものとする」
  - 実働部隊 7 万 5000 人と 100 名の職員で構成
  - 旧内務省警察官僚は予備隊の主要幹部のポストに。(70 年代までに防衛庁で強い影響力) →旧軍のような組織にしないのが目的か。実働部隊側=制服組
- (4) 予備隊から保安隊へ [佐道、2006、33]
  - 朝鮮戦争の激化や極東ソ連軍の脅威→「予備隊から保安隊」へ
    10個師団で30万~32万5000の部隊を構成する計画
    1952年7月31日に保安庁法が公布8月1日に施行
  - 毎上保安庁とY委員会 [佐道、2006、35]
  - 戦後日本周辺の海上の状態
    - →密漁・密貿易・不法入国・海賊・朝鮮半島ではコレラの蔓延
    - →海上保安体制の強化を必要性から海上保安庁設置

- Y委員会(海上保安庁に設置) [佐道、2006、37-38/同、2015、43-44]
  →旧海軍関係者(8名)を含む。
  - →米国が1951年10月、日本に68隻の艦艇を貸与することを伝えていたが、貸与 先が不明確であった。→海上保安庁に日米合同研究委員会(Y委員会)設置。 現存の海上保安庁?海軍(新設)?コースト・ガード(沿岸警備隊、新設)?

海上保安庁;海軍復活につながるような海上保安庁からの独立を想定した組織に反対。貸与艦艇は海上保安庁で運用すべき

※(旧軍部では陸軍が A、海軍が B、民間が C と略されており、 アルファベットを逆から読んだ場合に B にあたるのが Y)

旧海軍グループ;「スモールネイビー」構想

→米海軍は旧海軍グループを支持。1952年4月26日に海上保安庁警備隊が創設。 8月1日に保安庁警備隊となって海上保安庁から分離

### Ⅱ 防衛計画

※防衛政策(長期計画の策定)

「小銃や自動車などはともかく、自衛艦にしろ飛行機にしろ、高度な科学技術の集積体のような装備は完成まで数年かかるし、一つ一つの単価も高額になる。限られた予算を効果的に配分して装備を拡充し、部隊を強化するにはどうしても何年かにまたがる長期計画が必要である。」[佐道、2015、62]

- (1) 国防の基本方針と「一次防」
  - 国防の基本方針 [佐道、2015、65]
    - ①国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
    - ②民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
    - ③国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
    - ④外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

「防衛省・自衛隊:防衛政策の基本」

www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kihon03.html (最終閲覧日、2018/03/15)

→③=財政への配慮を明確化。(財政の視点が常時大きな位置を占める) [65]

# (2)「一次防」

- 「安保重視の姿勢を明確にしつつ自衛力整備の具体案を示すことで米地上軍の撤退を実現し、基地問題を大幅回全に導くとともに、安保改定の足がかりを得よう考えていたとされている。」 [佐道、2015、64]
- 一次防が抱える問題 [中島、70]
  - 陸上自衛隊の定員は17万に留まる。
  - 航空自衛隊に関しては、次期主力戦闘機生産の遅延、基地取得の難航、 パイロット養成の遅れ ※植村「安保改定と日本の防衛政策」34 頁 一次防策定の翌年(1958)に二次防の立案作業(その過程で「赤城構想」)

#### (2)「赤城構想」と「二次防」

- 「赤城構想」=防衛力整備の優先順位を空・海・陸 (ヘリ空母に重点)
  - →完成年度の 65 年度の国民所得を 13 兆 140 億円とし、その 2 ないし 2.5%の 2900 億円程度に防衛費の目標。⇔財政的な実現性などによって挫折 [佐道、2015、99]
- 「二次防」(池田内閣) 「佐道、2015、101-103]
  - ①国防の基本方針を前提に据えた、日米安保中心主義(「赤城構想」にあった日米安保不完全論を前提とする自主防衛論は×)
  - ②「日米安全保障体制の下に、在来型兵器の使用による局地戦以下の侵略に対し、 有効に対処しうる防衛体制の基盤を確立する」⇒装備の更新を中心。 [101]
  - ③整備計画の重点問題

自民党国防部会…ヘリコプター空母建造。却下。

二次防に組み込まない形で、陸上自衛隊の 13 個師団改変問題は実現。(陸中心) [102]

「国土、国民に密着した防衛力とするため、**災害救援、公共事業への協力等民生協力** 面の施策及び騒音防止対策を重視するものとする」[103]

- (3) 三次防(佐藤内閣) [佐道、2015、108-110]
  - 二次防の延長という性格。

[背景]

安保騒動の混乱⇒防衛問題に関する議論自体がタブー化

「三谷研究」事件(1965);国会・マスコミが批判。

自衛隊内部で内局官僚も参加し、第二次朝鮮戦争が勃発したという想定の下、その日本への影響や対応を憲法停止という事態まで含めて研究したもの。

- 二次防と異なる点=海上防衛力重視と装備国産か推進の方針
  - →海上防衛力重視

総経費に占める陸海空三自衛隊の割合

- 二次防) 陸=43.4% 海=23.1% 空=30.8%
- 三次防) 陸=41.2% 海=24.5% 空=24.5%
- (4)「中曽根構想」と「四次防」 [佐道、2015、115-116]
  - 防衛庁長官就任後、「自主防衛五原則」として発表。(「中曽根構想」)
    - ①憲法を守り国土防衛に徹する
    - ②外交と防衛は一体であり、諸国策と調和を保つ
    - ③文民統制を全うする
    - ④非核三原則を維持する
    - ⑤日米安全保障体制をもって補充する
  - 中曽根の自主防衛論 (以下の直接引用は116頁)

「五〇年代から中曽根は一部を残して米軍基地は撤退すべきだと主張しており、防衛 庁長官に就任した後でも、自衛隊増強による米軍基地の自衛隊への移管という形で米 軍基地の撤退を進めるよう主張していた。中曽根によれば、基地問題というナショナ リズムと結びつきやすい問題を革新勢力側に握られており、それを保守側に取り返す 必要があるためになんとしても基地問題の解決を図ろうとしていたのである。」

- (5) ポスト「四次防」 [佐道、2015、129-130]
  - 三木武夫内閣のとき、坂田道太が防衛庁長官に就任
  - 「防衛を考える会」

荒井勇(中小企業金融公庫総裁)、荒垣秀雄(元朝日新聞)、牛場信彦(元駐米大使)、 緒方研二(電電公社総務理事)、金森久雄(日本研究センター理事長)、高坂正堯(京都大学教授)、河野義克(東京市政調査会理事長)、佐伯喜一(野村総合研究所)、 角田房子(作家)、平沢和重(評論家・NHK解説委員)、村野賢也(ケン・リサーチ 社長)

- 「防衛計画の大綱」(1976.10) [佐道、2015、133-134]
  - →「基盤的防衛力構想」

<u>~四次防</u>「所要防衛力」=敵とみなす相手の戦力に対応して自国の戦力を考える。 〔デメリット〕仮想敵国(ソ連)の戦力に対応した防衛力を算定しても必要なだ けのものが整備できない。陸海空による予算の奪い合い。

⇒長期計画=「買い物リスト」化(装備の更新)

- 「基盤的防衛力構想」 [佐道、2015、134]
  - =日本に対する大規模な直接侵略の可能性は低いという想定のもと、 「限定された小規模な部隊による局地戦」(侵略に対する「拒否力」の範囲で防衛力を整備するという考え方。)

「エキスパンド論」=有事になった場合には急いで必要な規模に拡大。 (大綱決定とほぼ同時に防衛予算を GNP1%以内とするという政府決定)

〔批判〕(特に制服組) [佐道、2015、137]

- ①「脱脅威」が国際情勢に合わない。(OB を中心とした批判)
- ②「エキスパンド論」が非現実的で実現不可能
- 「狂乱物価」(1973年の第四次中東戦争を契機に) → 一過性 →マンパワー官庁としての防衛庁・自衛隊、リストラ× 防衛予算中の人件費の比率が高まる一方で、装備費にしわ寄せ

	人件費(%)	装備品等購入費	
昭和 47 年度(1972)	46.6	24.9	
昭和 50 年度	52.9	19.0	
昭和 51 年度	56.0	16.4	

※佐瀬昌盛『むしろ素人の方がよい』111 頁より作成

# Ⅲ ガイドライン

- (1)「日米防衛協力のための指針」(1978.11)
  - 安保条約第五条(日本防衛規定)と第六条(極東の平和と安全)の問題。
    - → 「制服組」は「表裏一体」と考えていたが、結局、第五条に関する日米協力が中心に。 [佐道、2015、146-147]
  - 「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」(1978年11月、福田内閣)
    - ① 「侵略を未然に防止するための態勢」: アメリカの核抑止力と有事来援
    - ② 5条「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動」:日本が「限定的で小規模な 侵略を独力排除」(米軍が自衛隊の行なえない機能を補完)
    - ③ 6条「極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」

[五百旗頭、182]

● 海上作戦:「防衛大綱」で定めた範囲を超えている。

海上自衛隊及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海上作戦及び**海上交通の保 護のための海上作戦を共同して実施する**。

海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備のための作戦**並びに周辺海域** における対**潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となって実施する**。 米海軍部隊隊は、海上自術隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を 実施する。

「防衛省・自衛隊:日米防衛協力のための指針」(2018/03/19)

http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/sisin78.html [太字一佐道、2015、147 を参考]

- (2)「総合的安全保障」 一大平内閣期
  - 「総合的安全保障」: 防衛費+対外経済協力費─西側への貢献
    - ODA 倍增計画(5年間)—福田内閣
      - ⇒援助拡大を前倒し―大平内閣
      - ※1970年…4億5800万ドル

1980年…33億ドル

- 紛争周辺国への援助強化(パキスタン、トルコ、タイなどに対して援助)
- 対中円借款:1979.12 大平首相の北京訪問、第一次円借款(500億円)を約束 「大平三原則」:
  - ①軍事協力を行なわない
  - ②ASEANへの援助は犠牲にしない、
  - ③対中協力は欧米諸国を排除するものでも、 中国市場の独占を目ざすものではない

## ※対中円借款を始めた理由

- ① 中国の改革開放路線への支持
- ② 中国が対日戦争賠償を放棄した見返り
- ③中国の西側志向を強化

※第二次円借款(4700億円)—中曽根内閣(1984年)

※第三次円借款 (総額 8100 億円、90-95 年度) 一竹下登内閣 (1988 年)

[五百旗頭、183-184、211]

#### (2) 湾岸戦争

● 1990年8月2日、イラクがクウェートに侵攻。

海部俊樹内閣…ブッシュ大統領からのイラク制裁への同調要請を受け、国連安保理 が経済制裁を決議するよりも早く、対イラク制裁案(8月5日、石油 輸出禁止や経済援助凍結を内容とする)を決定、発表している。

⇔日本は人的貢献がなく、資金援助を拠出。アメリカからの圧力も。 [佐道、2015、188]

- イラク、クウェート沿岸に1200個の機雷を敷設したといわれている。
  - →中東に石油の7割を依存している日本の役割が浮上。

「湾岸戦争の最中には結局人的貢献ができなかった日本としては、戦争が終了したことで海上自衛隊の掃海部隊派遣の条件が整ったと考えられていた。」

91年4月、6隻の掃海艇部隊が極秘に派遣。

派遣の根拠は自衛隊法 99条「機雷危険物の除去」 [佐道、2015、191]

# (3) 日米安保の再定義

※1991年の湾岸戦争では、「物と人の協力」の限界が明らかとなった。<u>日本は国連が認めた多国籍軍の対イラク戦争に90億ドルの資金援助をしたが、国際的に十分な評価をえることはなかった。</u>冷戦後、東アジア情勢の不安定に備えるべく、日米両政府は96年、日米安全保障共同宣言を発表し、78年のガイドラインの見直しを表明した。新ガイドラインでは日本有事のみならず、日本の安全・平和に影響を与える事態になった時、いかに自衛隊と米軍が協力するかも含めたものとなった。(『新・国際経済の基礎知識』第五章)

● 日米安保共同宣言 (1996.4) グローバル・コモンズとしての日米安保 「『日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約』(以下、日米安保 条約)を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成 するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を 維持するための基礎であり続けることを再確認した。」

「日米安全保障共同宣言」http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/sengen.html (2018/03/19)

新ガイドライン (1997.9.23) =安保第6条における事態を対象に (「周辺事態」)
 「平素から行う協力」・「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」・「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合 (周辺事態)の協力」 (「後方支援」を中心)[佐道、2015、202]

- IV「信頼される自衛隊」・「愛される自衛隊」へ 「滝野、頁」
  - (1)「愛される自衛隊」「らしくない自衛隊」
    - →「愛される自衛隊」…1970 年代までの標語 地域の盆踊り・マラソン大会・雪まつり・災害派遣
    - →1978 年、内閣府の世論調査で「自衛隊に良い印象」7割超える 「信頼される自衛隊」へ(2015 年調査では92.2%)
  - (2) 自衛隊の謙虚さ・利他性←米軍も注目

東日本大震災の復興支援活動

アルバムの拾い集め、「行方不明者捜索」を名目とした高放射線下の地域の家屋掃除 赤飯の缶飯を即座にやめる(被災者からの批判に対応して)

- (3) MOOTW (Military Operations Other Than War)
  - =「戦争以外の軍事作戦」 これが自衛隊の強み?

# 参考文献

- 1. 五百旗頭真『戦後日本外交史』〔第3版補訂版〕有斐閣アルマ、2014年
- 2. 佐瀬昌盛『むしろ素人の方がよい』新潮選書、2014年。
- 3. 佐道明広『自衛隊史―防衛政策の七〇年』ちくま新書、2015年。
- 4. 佐道明広『戦後政治と自衛隊』;歴史文化ライブラリー212 吉川弘文館、2006年
- 5. 中島信吾『戦後日本の防衛政策 「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』 慶應義塾大学出版会、2006 年
- 6. 田中明彦・中西寛『新・国際経済の基礎知識』(新版) 有斐閣、2010 年
- 7. 増田弘『自衛隊の誕生』中公新書、2004年。
- 8. 瀧野隆浩『自衛隊のリアル』河出書房新社、2015年。